

ハウスインスペクター

既存住宅状況調査技術者

開催日程はホームページにて随時更新中！
お申込はホームページ又は郵送にて

講習会



改正宅建業法の 建物状況調査に 対応

平成30年4月に施行される改正宅建業法において重要事項説明の対象となる既存住宅状況調査技術者講習です。

既存住宅 かし保証保険に 即日対応

当協会の既存住宅状況調査技術者となったその日から既存住宅かし保証保険の引受が可能です。(株)日本住宅保障検査機構の既存住宅かし保証保険(個人間用)について当協会を検査事業体とした既存住宅かし保証保険の取扱いが可能です。また取扱い時には当協会から所定の*検査費用等をお支払いいたします。(※当協会を検査事業者とする検査費用及びJIO書類審査作成にかかる手数料)
検査事業者の登録を行わずに既存住宅かし保証保険が取扱い可能となる既存住宅状況調査講習会は当協会だけです。
(平成29年度6月1日現在)

ハウスインスペクターとして インスペクションが 可能

ハウスインスペクターとしてリフォーム工事着工前などにおけるインスペクションが可能です。ハウスインスペクターは当協会が独占ライセンス契約に基づき使用する登録商標となっていますので資格のオリジナリティーが保たれています。

検査器機 レンタルの 優遇

既存住宅状況調査では鉄筋探査などを行わなければならないとされている規程があります。その際には当協会の提携検査器機会社による機材のレンタルに優遇割引が受けられます。

HPリンク・ PR ツールの 提供

当協会ではハウスインスペクターの方へ当協会ホームページから貴事務所ホームページにリンクサービスを行っています。
また既存住宅状況調査は宅建業者のインスペクションのあっせ
んから依頼が発生します。当協会では登録された既存住宅状況調査技術者のみなさんに当協会オリジナルのチラシ・パンフレットなどを提供し、宅建業者へのPRをサポートします。

申込 方法

当協会ホームページからインターネットによる申し込み、又は郵送による申し込みにて受け付けます。
(FAX、または電話にて申込書をご請求下さい。)

<http://house-inspector.org/>

移行講習会

受講料 19,440円

すべての建築士（一級、二級、木造）であって、以下の条件のいずれか、または両方に該当する方が対象です。

- ・当協会のハウスインスペクター登録をお持ちの方
- ・国土交通省 長期優良住宅化リフォーム推進事業におけるインペクター講習団体に現在登録されている方（下記団体参照）

※施工管理技士の資格による登録の方は対象外となります。
※建築士事務所登録の有無は問いませんが、調査業務を行うにあたっては建築士事務所登録が必要となります。

対象となるインスペクター講習団体

- | | | |
|--------------------------|-------------------------|----------------------|
| ○公益社団法人 日本建築士会連合会 | ○一般社団法人 全日本ハウスインスペクター協会 | ○一般社団法人 北海道建築技術協会 |
| ○一般社団法人 住宅管理・ストック推進協会 | ○一般社団法人 全国住宅技術品質協会 | ○一般社団法人 全国古民家再生協会 |
| ○特定非営利活動法人「人・家・街 安全支援機構」 | ○一般社団法人 住宅瑕疵担保責任保険協会 | ○公益社団法人 日本木材保存協会 |
| ○特定非営利法人 日本ホームインスペクターズ協会 | ○一般社団法人 日本住宅リフォーム産業協会 | ○一般社団法人 JBN（全国工務店協会） |
| ○一般社団法人 住宅医協会 | ○特定非営利活動法人 住宅長期保証支援センター | |
| ○一般社団法人 プレハブ建築協会 | ○一般社団法人 日本木造住宅産業協会 | |

既存住宅状況調査の概要等 【1章—①②】

不動産流通市場の現状と国の取組状況
既存住宅状況調査技術者の役割
既存住宅状況調査の概要
宅建業法の改正について
公正な業務実施のための遵守事項
既存住宅状況調査技術者情報の開示
既存住宅状況調査の手順
既存住宅売買時における調査結果の活用

既存住宅状況調査の技術的基準等 【2章—①②】

既存住宅状況調査方法基準とその詳細
既存住宅状況調査に付随する非破壊検査その他の調査
調査報告書の記入

既存住宅状況調査の技術的基準等 【2章—③】

住宅の瑕疵の事例
既存住宅かし保証保険について
検査機器に関する説明

質疑応答

修了考査

新規講習会

受講料 28,080円

すべての建築士（一級、二級、木造）であればどなたでも受講可能です。

※建築士事務所登録の有無は問いませんが、調査業務を行うにあたっては建築士事務所登録が必要となります。

申込方法

●当協会ホームページからインターネットによる申し込み、又は郵送による申し込みにて受け付けます。（下記に必要事項をご記入頂き FAX 送信、または電話にて申込書をご請求下さい。）

ホームページ <http://house-inspector.org/>

国土交通省 既存住宅状況調査技術者講習団体 登録第3号
一般社団法人 全日本ハウスインスペクター協会
長野県長野市大字高田885番地1
電話：026-217-3755 / FAX：026-224-2828

既存住宅状況調査の概要等 【1章—①】

不動産流通市場の現状と国の取組状況
既存住宅状況調査技術者の役割
既存住宅状況調査の概要
宅建業法の改正について

既存住宅状況調査の概要等 【1章—②】

公正な業務実施のための遵守事項
既存住宅状況調査技術者情報の開示
既存住宅状況調査の手順
既存住宅売買時における調査結果の活用

既存住宅状況調査の技術的基準等 【2章—①】

既存住宅状況調査方法基準とその詳細①

既存住宅状況調査の技術的基準等 【2章—②】

既存住宅状況調査方法基準とその詳細②
既存住宅状況調査に付随する非破壊検査その他の調査
調査報告書の記入①

既存住宅状況調査の技術的基準等 【2章—③】

調査報告書の記入②
住宅の瑕疵の事例
既存住宅かし保証保険について
検査機器に関する説明

質疑応答

修了考査

既存住宅状況調査技術者講習会 申込書請求先 FAX 番号 026-224-2828

受講者氏名

事業所名

申込み書送付先ご住所 (〒 -)

ご連絡先電話番号(日中)